

## 次期への積立金繰越しについて

H25.6 広島県公立大学法人評価委員会事務局

(広島県環境県民局学事課)

## 1 積立金繰越しに係る承認手続き

中期目標期間終了時に、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置団体の長の承認を受けて、次期の中期目標期間に定める業務の財源に充てることができる。

設立団体の長が承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。(地方独立行政法人法第40条第5項)

## 2 積立金繰越しに係る承認申請書の内容

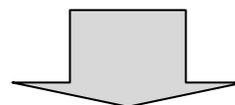
## 【中期目標期間終了時における積立金】

区 分	金 額 (千円)
①目的積立金 (平成19~23年度目的積立金の残高)	508,041
②積立金 (平成19~23年度積立金総額)	245,619
リース取引に係る損益差額	5,673
前払費用	3,404
リース繰上げ返済に係る未償却額	214,994
自己収入による資産取得による未償却額	21,548
③当期末処分利益 (平成24年度)	146,391
第1期中期目標期間終了時の積立金 (①+②+③)	900,052

※目的積立金とは、中期計画によって定める用途に充てるために積み立てられたもの

※積立金とは、次年度以降の費用計上(減価償却など)に対応するため、会計処理において生じた見かけ上の利益を積み立てたもの

※千円未満切捨てのため、合計は一致しない。



全額を繰越し

## 【次期中期目標期間の業務の財源に充てる積立金】

区 分	金 額 (千円)
①会計上の剰余金として繰越すもの	116,944
前払費用 (平成24年度発生分)	965
リース繰上げ償還に伴うもの (未償却分)	105,209
自己収入による資産取得によるもの (未償却分)	10,768
②次期中期目標達成のため繰越すもの ・ 経営学分野の機能強化 ・ 国際化の推進 ・ 地域貢献・連携(COC)機能の強化 など	783,108
次期中期目標期間への繰越積立金 (①+②)	900,052

※千円未満切捨てのため、合計は一致しない。